

内房尼についての一考察

三 木 淨 達

一、緒 言

内房尼は建治四年の春「氏神詣でのついで」とて身延の御草庵を訪れ、聖祖から本末を誤るものとして追ひ返されたる有名な老尼である。

然しその俗姓については、古來異説紛々「攷異」の如きは「一老尼不詳何人也」と匙を投げてゐる。が然し吾人は假令、最後に至つて匙を投げるとしても、出來得るだけその範圍を狭めて見たいと思ふ。

二、内房尼入信の時と因縁

内房尼の入信の時を知る確實なポイントとなるものは、やはり三澤鈔である。何となれば身延詣で己前の入信は明であるからである。

然しこの三澤鈔の御述作年次に多少の異説が見られる。即ち「譜目」及び「境目」は弘安元年とし、「統紀」は弘安三年としてゐる。今且く「遺文録」に従つて建治四年二月の御書と見た。

『又内房ノ御事ハ御年ヨラセ給ヒテ御ワタリアリシ、痛ハシク思ヒマイラセ候シカドモ、氏神ヘマイリテアルツイデト候シカバ、見參ニ入ルナラバ定メテ罪フカカルベシ、其故ハ神ハ所従ナリ法華經ハ主君ナリ、所従ノツイデニ主

君へノ見參ハ世間ニモオソレ候、其上尼ノ御身ニナリ給ヒテハマツ佛ヲサキトスベシ、カタガタノ御トガアリシカバ見參セズ候。此又尼御前一人ニハカギラズ、其外ノ人々モ下部ノユ（温泉）ノツイデト申ス者ヲアマタ追返シテ候尼御前ハ親ノゴトクノ御トシナリ、御ナゲキイタワシク候シカドモ、此義ヲ知ラセマイラセンタメナリ』(二七〇)と。

既にこの御書が二月とすると、尼の身延參詣の事實は、それ己前の正月ではなかつたと思ふ、若し然らば氏神參りの事は、ズツト軽い意味で氏子としての正月の禮參拜で、實は宗祖への年頭の挨拶が主ではなかつたかと考へられる。で、なければ内房から身延まで八里の道程であるから、氏神の所在が問題になる。

然し何れにしても、尼が敬神奉佛の人であつた事は明かで、而も尼御前と敬稱されてゐる点から見て、相當身分もあつた人とするべきであらう。而も亦『其上尼ノ御身ニナリ給ヒテハ』とあつて、『神ハ所從ナリ法華經ハ主君ナリ』の大義を斷乎として示されてゐる所から推して、入信の程も察せられるのである。

内房本成寺の「寺傳」に依ると

『正嘉二年駿州岩本實相寺ニ趣キ玉ヒテ……遂ニ門外ニ擯出セラレ玉フ、爰ニ同國庵原郡内房殿トイヘルハ窪尼御前ノ長子ニシテ、岩本ノ領主上野殿ノ郡代官ナリ。其日偶一人ノ旅僧ニ會見其氣高キ威容ヲ見テ、意衷コレ凡侶ニアラズト思ヒ供奉シテ我邸ニ歸ヘルニ、果セル哉纔ニ一晝夜ニシテ法義ヲ聞テ歸依信伏ス』と、記してゐる。

こゝには窪尼と内房尼を同一人として扱つてゐるのであるが、未だ岩本入藏已前に内房に入られたと云ふ他の記録を見ない、のみならず次に

『其眞眞言寺ニシテ胎鏡寺トイヘルアリ、住持ハ同ジク窪尼御前ノ子息ニシテ、其兄弟モマタ出家シテ兄ヲ東林法印弟ヲ佛像法印ト號ス、等シク眞言ノ奥義ヲ極メタル學匠ナリシガ母兄トモニ既ニ高祖ニ信伏セシヲ見テ憤リニ堪ズ屢高祖ニ詰難ヲ試ミタレドモ遂ニ説キ破ラレテ法弟トナル……寺號ヲカヘテ長遠山本成寺トナシ』
と、述べてゐる。

これを「本成寺歴代相承」に檢して見ると、兄の東林房は永仁元年七月十三日四十九歳で化し、弟の佛像房は延慶三年八月朔日六十三歳で遷化してゐる。而してこれを逆算すると正嘉二年は、實に東林房十四歳、佛像房十一歳となる。如何に天分に恵まれたとしても、この年齢にして眞言の學匠とは肯げない。且つその後の教線にも名が見えないのは不審とすべきであらう。

そこで「統紀」を見ると

『又上野呂主族ニ有ニ内房ノ阿摩。居シ干菴原郡内房邑ニ、別ニ築ニ新室ヲ介シ庄司入道ヲ慇懃ニ敬待ス、高祖不扼十六日宿ニ茲ニ、阿摩竭シ誠ヲ罄シ禮ヲ饗應盡シ美矣』

と云つて、文永十一年五月、聖祖身延御入山の砌りの結縁としてゐる。

「年譜」はこれを受けて

『十六日愆ニ干内房ニ有ニ老尼ニ供饌』

と記し、「攷異」は認めて

『内房在ニ庵原郡ニ其地後人建寺號ニ長遠山本成寺』

と、云つてゐる。

要するに「寺傳」の正嘉二年入信説は、種々の点から妥當を缺くものゝ如くである。恐らく身延御入山の時に教化に浴し、後に尼となつたものであらう。

三、窪尼との關係

次に「寺傳」が内房尼と同一人として扱つてゐる窪尼について考證しやう。

窪尼が頂いた御書として現存するものに前後七通ある。最初の弘安元年五月の御書には

『サテハ熱原ノ事、コンドロモツテラボシメセ、サキモ虚事ナリ……佐渡ノ國ニテモ、ソラミゲウソ（虚御教書）ヲ三度マデツクリテ候シゾ』（一、七二六）

と、熱原法難や佐渡三度の空御教書の例を引いて

『師子ノ中ノムシノ師子ヲ食ヒウシナフヤウニ、守殿ノ御恩ニテスグル人人ガ、守殿ノ御威ヲカリテ一切ノ人人ヲロドシナヤマシワヅラハシ候ウヘ、上ノ仰トテ法華經ヲ失ヒテ國モヤブレ、主ヲモ失フテ、返ツテ各各ガ身ヲホロボサンアサマシサヨ』

と、時宗の威を借る家人共を難ぜられてゐる。更に同年の六月二十七日には

『世ノ中ニイカニ今マデ御信用候ケル不思議サヨ、根フカケレバ葉カレズ、泉玉アレバ水タエズト申サヤウニ御信心ノネフカク、イサギヨキ玉ノウチニワタラセ給フ歟』（一、七〇四）

と、述べられてゐる。

これ等の御文から推察して、窪尼は鎌倉御在住の時から入信であり、殊に時宗との縁者ではないかと思はれる。

「祖書證議論」は既に「時宗所縁の人か」と云つてゐる。

然し弘安二年五月の御書には

『又御心ザシモスグレテ候、サレバ故入道殿モ佛ニナラセ給フベシ。又一人ヲハスル姫御前モイノチナガク幸モアリテ、サル人ノ娘ナリト聞エサセ給フベシ』(一、八五〇)

と、見えてゐるから、此頃は一人の娘と共に佗びしく夫の佛事を勵んでゐた事は明かである。

何れにしても鎌倉で相當身分のあつた人の妻と思はれるが、これについても諸傳各々所見を異にしてゐる。

然し「攷異」が

『持妙戒號也以レ處呼レ之曰ニ窪尼一、駿州富士郡久保村有ニ尼公ノ家』

と云つてゐる如く、窪の持妙尼たる事は大体間違ひがない。故に内房に住む内房尼とは全然關係がない。

然るに「寺傳」がこれを混同したのは、「統紀」が「内房優婆夷者上野豪族松野氏ノ妻」と云ひ「舊記」(玉澤宗師御弟子檀那略
兼起、同通師
墳妙庵目錄等)が窪尼を以て松野六郎左衛門の室とした事に混同されたものと思ふ。

四、内房女房との關係

内房尼と同じく駿河の内房に住んで、弘安三年八月に聖祖から直接御書を頂戴した人に、内房女房がある。

即ち「内房女房御返事」には

『内房ヨリノ御消息ニ云ク、八月九日父ニテ候シ人ノ百箇日ニ相當リテ候、御布施ノ料二十貫マイラセ候_乃アナカシコ。御願文ノ狀ニ云ク、奉_ニ讀誦_シ妙法蓮華經一部、奉_ニ讀誦_シ方便壽量品三十卷、奉_ニ讀誦_シ自我偈三十卷奉_ニ

唱妙法蓮華經題名五萬返云云 同狀云云 伏レ惟レ先考幽靈生存ノ之時、弟子遙カニ凌シ千里ノ山河ヲ、親リ受テ妙法ノ題名ヲ然ハ、
後テ不レ經三二十日ヲ永ク告シ一生之終ヲ等云云……又云ク弘安三年女弟子大中臣氏敬白等云云、
此五字ハ凡夫ヲ佛トナ
ス、サレバ過去ノ慈父尊靈ハ存生ニ南無妙法蓮華經ト唱ヘシカバ即身成佛ノ人也』(一、九七一)
と、

即ち内房女房は亡父の百箇日追福の布施として金十貫文を献じ、且つ願文を添へて『女弟子大中臣氏敬白』と云ふ。
布施の料、並に願文の内容によつて凡そ身分と教養の卑しからぬ事は判断出来る。而も亦、大中臣氏を名乗る以上神
祇に關係ある事は云ふまでもない。

因に内房の村社千眼神社(淺間ノ古名)の神体は本成寺から奉祠した首題の木札である由。又宮ノ下相沼に祖先以來淺間の宮司
をしてゐる家がある。同家の古記録には藤原朝臣、中臣朝臣等の記名も見え、四百年來鈴木刑部大夫と稱してゐる。

こゝに於て内房尼と内房女房の特殊關係が考へられ、「聖典辭林」は

『内房尼御前トハ母子ノ關係ナルベク弘安三年卒去セル女房御前ノ父ハ此尼御前ノ夫ニハアラザルカ』(五一七)
と云つてゐる。若し然らば尼は大中臣氏で共に敬神奉佛の人であつた事に不思議はない。又當時の習慣として入道及
び尼は必ずしも家庭生活を離れてはゐないから、老尼の夫が弘安三年四月に寂したと見る事も出来る。且つ聖祖の慣
用例として母を尼と呼び、嫁を女房と稱せられた事からも肯けるのである。

そこで「御書略註」は内房女房は内房日住禪門の妻で、三澤藤次の娘だといひ「祖書證義論」は、日住禪門を内房
殿として妙嚴の孫、日源の兄弟だと云ふ説が出で、故島智良帥も亦、妙嚴を内房女房の父とし、尼を母として會通を
試みてゐるのである。

然しこれ等は要するに内房尼と内房女房、及び三澤殿との關係づけの努力に過ぎない。結局「攷異」の如く「一老尼不詳何人也」と匙を投げるべきであらう。

五、結 言

最後にこれを綜合して考へるとき、内房尼は内房女房と母子、或は姑嫁の關係で共に大中臣氏として、敬神奉佛の人と見る事が出来やうと思ふ。而して「御書略註」が内房女房を三澤氏の娘とするのも「眞實傳」が内房尼を三澤氏の伯母としてゐるのも、共に「三澤鈔」によつて通家ならんとの想像からと思はれるが、その袖書に

『カヘスガヘス駿河ノ人人ミナ同シ御心ト申サセ給ヒ候ヘ』 (一、七〇二)

とある御文から拜して、三澤氏は駿河一圓の觸頭の如きものではなかつたかとも考へられるのである。

又諸傳に多く尼を上野邑主族とし、松野六郎左衛門の妻としてゐるが、若し然らば六老僧日持上人や上野尼の母であるべきである。が然しその事も見えないし、御書の上から見ても別人とすべきであらう。―昭和十二、十一、十一―

